諮問日:令和2年9月10日(令和2年度(最情)諮問第20号)

答申日:令和3年2月22日(令和2年度(最情)答申第53号)

件 名:緊急事態宣言解除後の下級裁判所の裁判期日に関する最高裁判所の問題意

識が分かる文書の不開示判断(不存在)に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「緊急事態宣言の解除後も、全国の下級裁判所の裁判期日がなかなか入らないことに関して、最高裁判所がどのような問題意識を持っているかが分かる文書(最新版)」(以下「本件開示申出文書」という。)の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした判断(以下「原判断」という。)は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱(以下「取扱要綱」という。)記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和2年8月5日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

令和2年7月15日付けの最高裁判所長官挨拶には,「新型コロナウイルス感染がまん延して以降,裁判所においては,感染の拡大防止と,国民から負託された司法権を行使する紛争解決機関としての役割とをどのように調和させて実行していくかを最大の課題として取り組んできました。」と記載されていることからすれば、本件開示申出文書は存在するといえる。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

本件開示の申出を受け、最高裁判所内において本件開示申出文書を探索した が、該当文書は作成又は取得しておらず存在しなかった。 なお、苦情申出人は、令和2年7月15日付け最高裁判所長官挨拶の内容からすれば、本件開示申出文書は存在するといえる旨主張しているが、上記挨拶は同文書の存在について何ら言及しておらず、内容も同文書の存在を前提とするものとはいえないから、本件開示申出文書の存在を裏付けるものではない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

① 令和2年9月10日 諮問の受理

② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を収受

③ 令和3年1月22日 審議

④ 同年2月19日 審議

第6 委員会の判断の理由

1 最高裁判所事務総長の上記説明によれば、本件開示の申出を受けて、最高裁判所内において本件開示申出文書を探索したが、該当文書は作成し又は取得しておらず存在しなかったとのことであり、本件開示申出文書として記載された内容を踏まえて検討すれば、このような説明の内容が不合理とはいえない。

なお、苦情申出人は、令和2年7月15日付け最高裁判所長官挨拶の内容からすれば、本件開示申出文書は存在するといえる旨主張する。しかしながら、苦情申出人が指摘する箇所を含め、上記挨拶の全文を確認しても、本件開示申出文書の存在を裏付けるような記載は見当たらない。そのほか、最高裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認め られる。

2 以上のとおり、原判断については、最高裁判所において本件開示申出文書を 保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開·個人情報保護審查委員会

委 員 長 髙 橋 滋 委 員 門 正 人 П 委 員 長 雅 子 戸